



令和7年度
(一社) 町田市文化協会
定 時 社 員 総 会
資 料

一般社団法人
町田市文化協会

令和7年度 定時社員総会 次第

- 1 日 時 令和7年6月29日（日曜）午前10時00分～12時00分
- 2 場 所 町田市民ホール（町田市森野二丁目2番36号）第4会議室
- 3 挨 拶
（一社）町田市文化協会 会 長 高野宗佳
町田市長 石坂丈一 様 代理
町 田 市 副 市 長 櫻井 純 様
町田市議会 議 長 木目田英男 様
（一財）町田市文化・国際交流財団 理 事 長 高橋 豊 様
（一社）町田市文化協会 常任顧問 大西宣也 様
〃 常任顧問 新井吼優 様
〃 顧 問 鷺北秀樹 様
- 4 来賓紹介
- 5 議 事

報告事項 令和6年度事業報告の件

決議事項

第1号議案 令和6年度決算承認の件

第2号議案 令和7年度事業計画案及び予算案承認の件

《総会後の懇親会》

12時30分～14時30分

(一社)町田市文化協会令和6年度 事業報告
令和6年4月1日～令和7年3月31日

2024町田さくらまつり参加

令和6年3月30日(土)・31日(日) 尾根緑道
舞台:町田市舞踊連合会 東京都町田市フラ協会
展示:町田市美術協会 町田市文化協会2テント

定時社員総会

6月29日(土) 町田市民ホール第4会議室
総社員数70名 出席社員数 66名(本人出席44名 委任状出席22名)

総会後懇親会

町田市民ホール第4会議室
出席者 78名

第1回研修事業「ミューザ川崎シンフォニーホールと川崎大師」バスツアー

8月7日(水) 参加者 47名

第46回町田市民文化祭

10月30日(水)～11月4日(月・休) 町田市民ホール
まほろ座MACHIDA 11月4日:町田Jazzを楽しむ会
記念式典 11月3日(日)ウェルカムミニコンサート:鳥尾匠海様
入場者 延べ24,356名

臨時社員総会

12月9日(月) 町田市民ホール
総社員数70名 出席社員数 63名(本人出席35名 委任状出席28名)

第12回新春文化の祭典in鶴川2025

令和7年1月11日(土)～13日(月・祝) 和光大学ポプリホール鶴川
入場者 延2,150名

新年賀詞交歓会

2月2日(日) レンブラントホテル東京町田
出席者 132名 ご来賓61名
出演団体:町田市吟詠連盟、音楽の泉、ナベ音楽協会、町田市舞踊連合会

町田市民文化祭「春の催し」第50回記念市民美術展

2月22日(土)～3月2日(日) 町田市立国際版画美術館
出品数 287点 来場者 延べ約5,000名
2月22日(土)オープニングセレモニー ご来賓18名
連続出品者表彰: 第50回記念特別表彰 40年以上連続7名
メダル受賞者:30年連続1名、10年連続12名
2月23日(日)楽しくぬり絵をしましょう(町田市美術協会)
2月24日(月・祝)第50回記念「町田市民美術展」メモリアルイベント
(兼第2回研修事業)ピアノコンサート、特別記念講演
参加者 120名
ピアノ演奏:伊藤富貴子様
特別記念講演 対談:「世界の中でも町田だけ」
町田市立博物館館長 伊藤嘉章氏
町田市立国際版画美術館館長 大久保純一氏
3月1日(土)席上揮毫(町田市書道連盟)

後援事業 13件

文協通信 82号～85号発行

町田の文化 32号発行

各会議

- ・理事会 5回
- ・運営委員会 2回
- ・実行委員会 2回

貸借対照表（令和7年3月31日）

（単位：円）

借 方		貸 方	
現金	108,810	繰越金	1,984,777
普通預金	789,012		
普通預金（市美展用口座）	283,816		
定期預金	803,139		
計	1,984,777	計	1,984,777

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:円)

項 目	本年度決算額	前年度決算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
【経常増減の部】			
1. 経常収益			
受取会費	1352000	1253000	99000
団体受取会費	470000	440000	30000
正会員受取会費	255000	257000	-2000
賛助会員受取会費	627000	556000	71000
事業収益	5037132	2733359	2303773
懇親会収益	312000	267000	45000
会員研修費収益	384650	295980	88670
秋の文化祭収益	977800	651659	326141
新春文化の祭典	387650	341720	45930
賀詞交歓会収益	1358800	1134000	224800
さくらまつり収益	7500	22000	-14500
春の文化祭収益	1608732	21000	1587732
雑収益	413799	440561	-26762
広告料収益	85000	270000	-185000
寄付金収入	175000	138000	37000
雑収益	153799	32561	121238
支援金収入	1550000	1550000	0
経常収益計	8352931	5976920	2376011
2. 経常費用			0
事業費	5324590	3752035	1572555
会報誌発行費	530000	618480	-88480
さくらまつり事業費	42010	75155	-33145
懇親会費	275000	227640	47360
秋の文化祭事業費	1102370	1011697	90673
会員研修費	367352	232823	134529
賀詞交歓会費	1166800	1040633	126167
春の文化祭事業費	1324916	0	1324916

新春文化の祭典	362900	326595	36305
支援団体等連絡協議会費	0	0	0
雑費	153242	219012	-65770
管理費	2725328	2249686	475642
人件費(法定福利等含)	1226460	798749	427711
負担金	240000	240000	0
会議費	0	65238	-65238
総会費	143542	85680	57862
企画運営委員会費	35696	26360	9336
消耗品費	261625	152956	108669
通信運搬費	164630	178896	-14266
広報費	44660	102275	-57615
慶弔交際費	360602	270234	90368
印刷製本費	57960	0	57960
活動費	159974	219298	-59324
予備費	30179	110000	-79821
経常費用計	8049918	6001721	2048197
評価損益調整前当期経常増減額	303013	-24801	327814
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	303013	-24801	327814
【経常外増減の部】			0
1. 経常外収益計	0	0	0
2. 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前一般正味財産増減額	303013	-24801	327814
法人税、住民税及び事業税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	303013	-24801	327814
一般正味財産期首残高	1655171	1679972	-24801
一般正味財産期末残高	1984777	1655171	329606
II 正味財産期末残高	1984777	1655171	329606

正味財産増減計算書附属明細書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

収入の部

単位 円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額(C)=(B)-(A)	備考
会費収入	1,250,000	1,352,000	102,000	
団体会員会費収入	440,000	470,000	30,000	20,000×23団体 入会金10,000×1団体
正会員会費収入	260,000	255,000	-5,000	5,000×24人+3000×45人
賛助会員会費収入	550,000	627,000	77,000	100,000×1+20,000×3+15,000×1+10,000×34+6,000×1+5,000×20+2,000×3
事業収益	4,430,000	5,122,132	692,132	各行事での事業収入
秋の文化祭収益	800,000	977,800	177,800	参加出品料、物販販売、プログラム広告など
新春文化の祭典収益	200,000	387,650	187,650	能ワークショップ・販売・町田市文化・国際交流財団補助金
春の文化祭収益（市美展）	1,300,000	1,608,732	308,732	市美展
出展料収入	1,000,000	1,084,000	84,000	出品料など
雑収入	300,000	524,732	224,732	50周年記念事業（講演会+ピアノコンサート）など
さくらまつり収益	30,000	7,500	-22,500	参加団体費
賀詞交歓会収益	1,000,000	1,358,800	358,800	参加者132名、お祝金など
懇親会収益	300,000	312,000	12,000	参加者78名
会報誌発行収益	300,000	85,000	-215,000	町田の文化広告費
会員研修会収益	500,000	384,650	-115,350	川崎大師・ミュージアム川崎研修参加者46名
広告収益	0	0	0	
支援金収入	1,550,000	1,550,000	0	町田市文化・国際交流財団
寄付金収入	150,000	175,000	25,000	20,000×1+10,000×13+5,000×5
雑収益	80,000	153,799	73,799	
利息収入	30	738	708	利息
雑収入	79,970	153,061	73,091	町田市文化・国際交流財団（香山園茶会）
収入合計	7,460,000	8,352,931	892,931	

支出の部

単位 円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (C) = (A)-(B)	備考
事業費	4,500,000	5,324,590	824,590	
秋の文化祭費	1,100,000	1,102,370	2,370	プログラム・ポスター制作印刷、販売仕入れなど
新春文化の祭典費	200,000	362,900	162,900	新春文化の祭典費・参加団体への補助
春の文化祭費（市美展）	1,050,000	1,324,916	274,916	市美展費
委託料	400,000	351,800	-48,200	
看板製作費	100,000	128,700	28,700	
印刷製本費	250,000	258,500	8,500	
その他	300,000	585,916	285,916	50周年記念事業・記念品など
さくらまつり費	50,000	42,010	-7,990	出品料・テント代など
賀詞交歓会費	800,000	1,166,800	366,800	会場費・出演団体へ謝礼など
懇親会費	250,000	275,000	25,000	会員懇親会賄いなど
会報誌発行費	550,000	530,000	-20,000	文協通信年4回発行、町田の文化
会員研修会費	300,000	367,352	67,352	バス旅行費
雑費	200,000	153,242	-46,758	町田茶道会（香山園茶会運営費）
管理費	2,890,000	2,695,149	-194,851	
人件費	1,200,000	1,206,906	6,906	事務局員給料・役員年間活動交通費
法定福利費	20,000	11,002	-8,998	事務局員労災保険
福利厚生費	10,000	8,552	-1,448	事務局員福利厚生会費
負担金	240,000	240,000	0	光熱水費
総会・理事会費	100,000	143,542	43,542	定時総会・臨時総会
企画運営委員会費	50,000	35,696	-14,304	運営・実行委員会会議費
消耗品費	250,000	261,625	11,625	事務用品費など
通信運搬費	200,000	164,630	-35,370	電話料金、郵送料など
広報費	100,000	44,660	-55,340	タウンニュース、武相新聞など
保険料	20,000	0	-20,000	
慶弔交際費	250,000	360,602	110,602	各団体へ渉外費及び賛助会費など
印刷製本費	200,000	57,960	-142,040	封筒印刷など
租税公課費	50,000	0	-50,000	
諸会議・活動費	200,000	159,974	-40,026	役員会会議費
予備費	70,000	30,179	-39,821	市美展講演会
支出合計	7,460,000	8,049,918	589,918	
当期経常増減額	0	303,013	303,013	
前期繰越金	1,655,171	1,984,777	329,606	

監査報告書

令和7年6月2日

一般社団法人町田市文化協会

会長 高野 宗佳 殿

監事 齊 藤 千賀子

監事 平 野 清

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告の監査結果

①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

(一社) 町田市文化協会 令和7年度事業計画 (案)

1. 2025 町田さくらまつりへの参加

開催期間 令和7年3月29日(土)30日(日)

舞台: 町田市舞踊連合会、東京都町田市フラ協会

展示: 町田市美術協会、町田市文化協会本部

2. 令和7年度定時社員総会

日 時 令和7年6月29日(日)10時～

議 事

報告事項: 1. 令和6年度事業報告の件

決議事項: 第1号議案 令和6年度 決算承認の件

第2号議案 令和7年度 事業計画案及び予算案承認の件

総会後懇親会 市民ホール第4会議室

3. 令和7年度町田市民文化祭

(1) 第47回 秋の催し

期 日 令和7年10月29日(水)～11月3日(月・祝)

主 催 一般社団法人 町田市文化協会

事業主催 各団体

共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

後 援 町田市、町田商工会議所、町田市社会福祉協議会、
町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合

(2) 春の催し 第51回市民美術展

期 日 令和8年2月28日(土)～3月8日(日)

主 催 一般社団法人 町田市文化協会

事業主催 町田市美術協会、町田市書道連盟

共 催 町田市

後 援 町田商工会議所、町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合

協 力 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

4. 臨時社員総会 令和7年12月8日(月)

5. 新春文化の祭典 in 鶴川 2026

期 日 令和8年1月10日(土)～12日(月・祝)

共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

6. 賀詞交歓会 令和8年1月31日(土)

7. 会員研修会

8. 会報「町田の文化」第33号発行 6月

9. 「文協通信」4月、7月、10月、1月の発行

10. 理事会・運営委員会・実行委員会等を必要に応じて開催する

11. その他 文化協会の目的達成に必要な事業

町田市文化協会 2025年度（令和7年度）収支予算書（案）

収入の部

単位 円

科目	当年度	前年度	増減	備考
会費収入	1,250,000	1,250,000	0	
団体会員会費収入	440,000	440,000	0	
正会員会費収入	260,000	260,000	0	
賛助会員会費収入	550,000	550,000	0	
事業収益	4,530,000	4,430,000	100000	
秋の文化祭収益	800,000	800,000	0	市民文化祭・広告・出展料・販売事業
新春文化の祭典収益	250,000	200,000	50000	ポプリホール出展料・販売事業
春の文化祭収益（市美展）	1,300,000	1,300,000	0	市美展 作品出品料など
出品料収入	1,000,000	1,000,000	0	
雑収入	300,000	300,000	0	
さくら祭り収益	30,000	30,000	0	
賀詞交歓会収益	1,200,000	1,000,000	200000	新年交流会
懇親会収益	300,000	300,000	0	会員交流会
会報誌発行収益	150,000	300,000	-150000	町田の文化など
会員研修会収益	500,000	500,000	0	研修費
広告収益	0	0	0	
補助金収入	1,600,000	1,550,000	50000	町田市補助金
寄付金収入	150,000	150,000	0	会員から寄付金
雑収益	70,000	80,000	-10000	
利息収入	1,000	30	970	
雑収入	49,000	79,970	-30970	
収入合計	7,600,000	7,460,000	140000	

支出の部

単位 円

科目	当年度	前年度	増減	備考
事業費	4,900,000	4,500,000	400000	
秋の文化祭費	1,200,000	1,100,000	100000	市民文化祭
新春文化の祭典費	300,000	200,000	100000	新春ポプリホール
春の文化祭費（市美展）	1,100,000	1,050,000	50000	市美展
委託料	400,000	400,000	0	
看板製作費	100,000	100,000	0	
印刷製本費	300,000	250,000	50000	
表彰その他	300,000	300,000	0	
さくら祭り費	50,000	50,000	0	さくらまつり
賀詞交歓会費	800,000	800,000	0	新年交流会
懇親会費	250,000	250,000	0	会員交流会
会報誌発行費	600,000	550,000	50000	町田の文化、文協通信制作印刷費
会員研修会費	400,000	300,000	100000	研修活動費
雑費	200,000	200,000	0	
管理費	2,670,000	2,890,000	-220000	
人件費	800,000	1,200,000	-400000	事務局員手当など
法定福利費	20,000	20,000	0	事務局員労災
福利厚生費	10,000	10,000	0	
負担金	240,000	240,000	0	事務所光熱水費負担金
総会・理事会費	100,000	100,000	0	定時総会・臨時総会
企画運営委員会費	100,000	50,000	50000	運営・実行委員会会議
消耗品費	300,000	250,000	50000	事務所消耗品費
通信運搬費	200,000	200,000	0	郵送料・電話料金など
広報費	100,000	100,000	0	タウンニュース、新聞など
保険料	50,000	20,000	30000	
慶弔交際費	300,000	250,000	50000	各団体賛助、挨拶等
印刷製本費	200,000	200,000	0	ホームページ更新管理費、印刷費
租税公課費	50,000	50,000	0	
諸会議・活動費	200,000	200,000	0	
予備費	30,000	70,000	-40000	
支出合計	7,600,000	7,460,000	140000	

一般社団法人町田市文化協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市文化協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、町田市の文化を振興し、加盟団体の発展向上と連絡協調を図るとともに、広く市民の文化に対する意識の高揚に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 町田市民への文化の普及及び奨励
- (2) 加盟団体の発展強化及び相互の連絡協調の推進
- (3) 文化活動に関する各種事業の実施及び推奨
- (4) 町田市民の文化活動振興に関する調査研究及び広報宣伝に関すること
- (5) 町田市以外の文化団体との交流及び提携
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体、及びこれらの者より推薦された個人とし（1法人又は1団体あたり6名以内とする。）、その総数は20名以上とする。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに賛助会員となる。会長は、入会した賛助会員を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、会費、その他の拠出金を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと

きは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を以て構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、定時社員総会及び臨時社員総会共に正会員定数の過半数以上の出席又は委任状の提出を以て成立し、議決権はその過半数を以て成立する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事・・・3名以上20名以内
- (2) 監事・・・2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
また、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事の任期が定時社員総会の終結の時に満了し、会長、副会長及び専務理事が資格喪失により退任する場合は、当該定時社員総会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定することができる。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、社員総会又は理事会において意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会の承認を得て随時適宜なる人選をして充てることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告書

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。ただし、理事会が必要と認めたときは、これら以外の者から選任することを妨げない。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。
(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
(省略)

(設立時の主たる事務所)

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都町田市木曽西5丁目23番44号に置く。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

一般社団法人町田市文化協会 定款施行細則

第1条 この細則は、一般社団法人町田市文化協会（以下、「協会」という）の定款第9章第45条の規定に基づき、協会に必要な事項を定める。

第2条 定款7条に基づく協会の正会員入会申込書を様式1、賛助会員入会申込書を様式2により定める。

第3条 定款8条に基づく協会の会費および賛助会費は次の通りとする。

- (1) 正会員を推薦する法人又は団体の入会金 10,000 円
- (2) 正会員を推薦する法人又は団体の年会費 20,000 円
- (3) 正会員の年会費 団体代表者 5,000 円、その他の正会員 3,000 円
- (4) 個人の賛助会員の年会費 一口 2,000 円（口数は任意とする。）
- (5) 法人又は団体の賛助会員の年会費 一口 5,000 円（口数は任意とする。）

第4条 定款29条に基づく名誉会長及び顧問を次の通り置くことができる。会長は、理事会が選任した名誉会長及び顧問を遅延なく社員総会に報告しなければならない。

- (1) 名誉会長は、町田市長を理事会が選任する。
- (2) 顧問は、常任顧問と顧問を置く。
- (3) 常任顧問は、協会に著しい貢献のあった協会の会長経歴者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4) 顧問は、協会に長年にわたり貢献と功績があった者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。

第5条 定款44条に基づき運営委員会を設置する。

- 2 運営委員は、正会員を推薦する法人又は団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、社員総会又は、理事会に提案する案件の内会長が必要とした案件等を審議する。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時会長が招集し、開催する。
- 5 議長は、会長が当たる。
- 6 議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した出席正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6条 この細則に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この細則は、2021年5月13日から施行する。

一般社団法人 町田市文化協会

〈ホームページ〉

<http://machida-bunkyo.com/>

〈メールアドレス〉

machida.bunka@gmail.com

